

## 資料2 令和5年度以降の財源構成について

---

令和4年9月29日

# 制度改革後における財源構成の割合(繰戻し・賦課金・積立金取崩し)の検討

積立金は、これまでの議論及び改正自賠法の附帯決議を踏まえ、一定期間(フェーズ1)では、自動車ユーザーの負担抑制に活用するものの、自然災害への対応等臨時的な歳出に充てるために必要な規模(500億円程度)を維持する期間(フェーズ2)では、積立金の取崩しは行わないことを念頭に財源構成の割合について検討。

## これまでの議論の振り返り

### 現在

積立金の取崩し等

一般会計からの繰戻し

### フェーズ1(積立金取崩し期間)

賦課金

積立金の取崩し等

一般会計からの繰戻し

### フェーズ2(積立金水準維持期間)

賦課金

一般会計からの繰戻し

## 積立金の推移

積立金  
(1,441億円)

## 積立金の取崩し

賦課金による取崩しの抑制

## 【改正自賠法附帯決議】

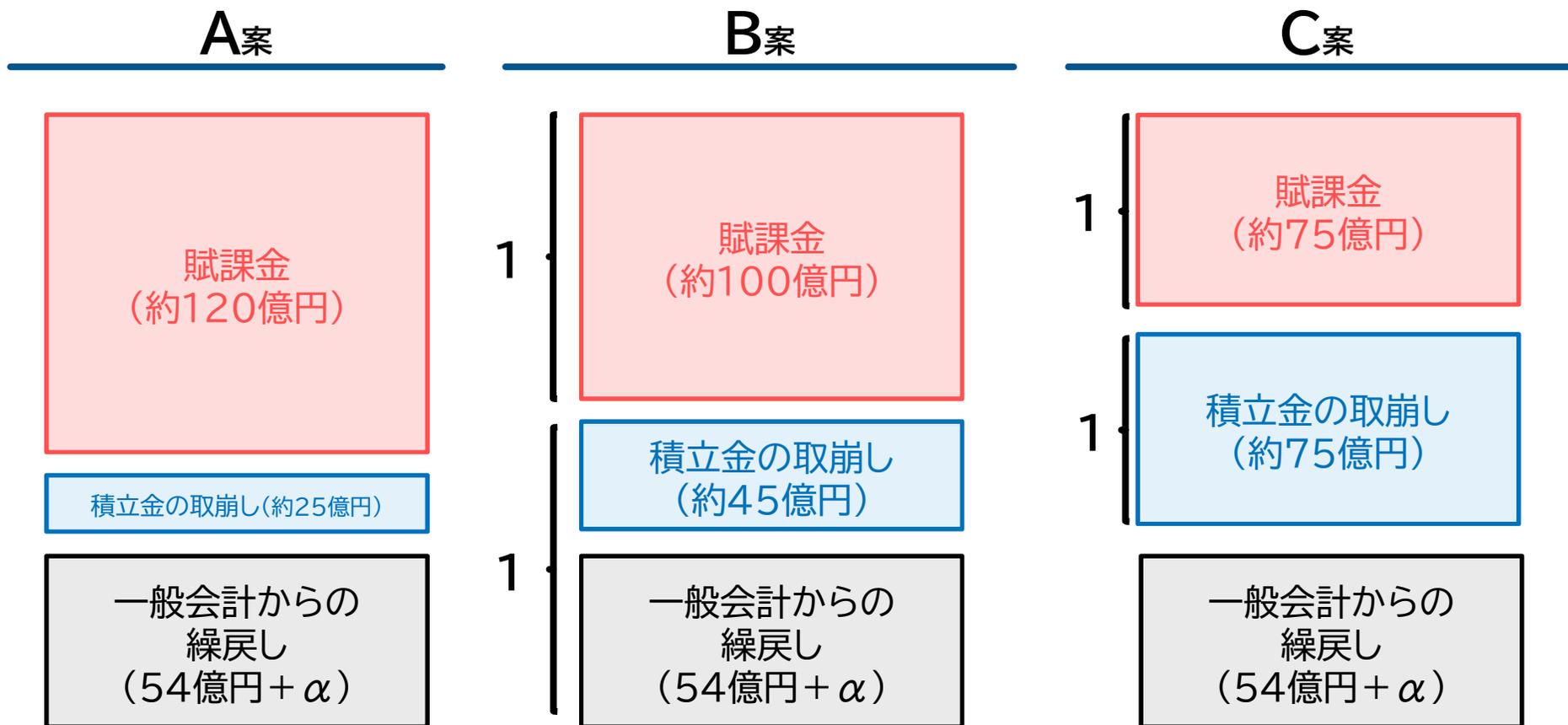
積立金はユーザー負担の抑制に活用後、臨時的な歳出に備える資金として水準維持

積立金(500億円)

## 制度改革後における財源構成の割合(繰戻し・賦課金・積立金取崩し)

## これまでの議論及び改正自賠法附帯決議のポイント

- 積立金は一定期間は歳出の一部に充てて、負担の抑制を図りつつ、この水準をできる限り長期間維持する。
- 将来、運用状況の大幅改善等の環境変化が生じた場合は、賦課金水準の引下げを図るなど、ユーザー負担軽減を行う。



※今後の不測の歳出により、維持期間は更なる短くなる恐れ

 賦課金水準  
維持期間

**40**年程度  
(以後見直し)

**20**年程度  
(以後見直し)

**10**年程度  
(以後見直し)